

## 吹田市公告第 269 号

吹田市乳幼児訪問等の実施に係る車両運行管理業務に係る制限付一般競争入札を下記のとおり実施しますので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 6 の規定に基づき公告します。

令和 7 年 5 月 2 日

吹田市長 後藤 圭二

### 記

#### 制限付一般競争入札実施要領

##### 1 業務名称

吹田市乳幼児訪問等の実施に係る車両運行管理業務

##### 2 履行場所

吹田市が指定する場所

##### 3 契約期間

契約締結日から令和 10 年 6 月 30 日まで

※ 本契約は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 3 の規定に基づく長期継続契約であり、翌会計年度以降の予算が減額又は削除された場合は、当該契約を変更又は解除することができるものとする。

##### 4 業務概要

別紙仕様書のとおり

##### 5 落札方法

制限付一般競争入札

##### 6 最低制限価格

設定しない

##### 7 入札参加資格

以下に掲げる要件をすべて満たしている者であること。

- (1) 施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 公告の日から入札日までの間、吹田市指名停止措置要領に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
- (3) 公告の日から入札日までの間、吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領に基づく入札参加除外の措置を受けていない者であること。また、同要領別表に掲げる措置要件に該当しない者であること。
- (4) 会社更生法又は民事再生法に基づき更生または再生手続開始の申立てがなされている者については、更生計画又は再生計画の認可決定の確定を受けている者であること。
- (5) 本市の競争入札参加有資格者名簿登載業者であり、参加希望業種等が、「124 代行」の取扱品目「03 自動車運転」又は「199 その他の業務委託等」の取扱品目「99 その他の業務委託」であること。

## 8 入札参加資格確認申請手続

- (1) 本入札に参加希望する者は、(2) に定めるところに従い、吹田市乳幼児訪問等の実施に係る車両運行管理業務に係る制限付一般競争入札参加資格確認申請書(様式 1)(以下「申請書類」という。)を提出し、本市の確認を受けなければならない。

### (2) 申請書類の提出

#### ア 提出期限

令和 7 年 5 月 2 日(金)から令和 7 年 5 月 15 日(木)までの午前 9 時から午後 5 時 30 分まで(正午から午後 0 時 45 分までを除く。)

#### イ 提出場所

吹田市出口町 19 番 2 号

児童部すこやか親子室(吹田市立保健センター 3 階)

電話 (06) 6339-1215

#### ウ 申請書類の取得方法

吹田市のホームページの(トップページ > 産業・まちづくり・環境 > 入札・事業者募集・契約 > 業務委託・物品購入 入札情報 > 令和 7 年度(2025 年度)一般競争入札(業務委託)一覧 > 吹田市乳幼児訪問等の実施に係る車両運行管理業務制限付一般競争入札の実施)からダウンロードすること。

#### エ その他

(ア) 申請書類の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

(イ) 提出された申請書類は、返却しない。

(ウ) 申請書類は持参又は郵送(一般書留、簡易書留、特定記録郵便のいずれかに限る。

また、(2) アに記載する期間内に必着のこと。)によるものとする。

- (3) 入札参加資格の確認の結果は、令和 7 年 5 月 19 日(月)午後 5 時までに、申請者に

電子メールにより通知する。また、入札参加を有すると認められた者については、入札日等についても併せて通知する。なお、入札参加資格がないと認められた者には、その理由を付して通知する。

(4) 提出期間内に申請書類を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、本入札に参加することができない。

## 9 入札説明会

実施しないため、仕様書及び吹田市物品購入契約等入札心得書（一般競争入札）（以下「入札心得書」という。）を熟読の上、入札に参加すること。

## 10 質疑及び回答

### (1) 質疑受付期間

令和7年5月12日（月）から令和7年5月20日（火）の午後5時30分までとし、電子メールにより受け付ける。 ※メール後、電話により到達確認を行うこと。

### (2) 回答掲載期間

令和7年5月22日（木）から、吹田市ホームページ（トップページ > 産業・まちづくり・環境 > 入札・事業者募集・契約 > 業務委託・物品購入 入札情報 > 令和7年度(2025年度)一般競争入札(業務委託)一覧 > 吹田市乳幼児訪問等の実施に係る車両運行管理業務制限付一般競争入札の実施)にて回答する。

### (3) 問合せ先

「22 問合せ先」のとおり

## 11 入札日時及び入札場所

### (1) 入札日時

令和7年5月29日（木）午前10時30分

### (2) 入札場所

吹田市出口町19番2号

吹田市立保健センター3階 研修室

## 12 入札金額

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下「契約希望金額」という。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 1 3 入札の保証

入札の保証は免除する。ただし、落札者が本契約を締結しない場合は、違約金として落札金額の 100 分の 3 に相当する金額を納付しなければならない。

### 1 4 入札の無効

入札に参加する資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに吹田市乳幼児訪問等の実施に係る車両運行管理業務制限付一般競争入札心得書（以下「入札心得書」という。）において示した条件等、入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。なお、本市により入札参加資格がある旨を確認された者であっても、当該確認の後、入札時点において前記 7 に掲げる資格のない者のした入札は無効とする。

### 1 5 落札者の決定

- (1) 有効な入札を行った者のうち、入札価格が予定価格の制限の範囲内で最低価格のものを落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同価格の入札をした者が 2 者以上ある場合は、入札参加者を立ち合わせて直ちに当該入札をした者に「くじ」を引かせて落札者を決定する。ただし、当該入札者は「くじ」を辞退することはできない。

### 1 6 誓約書の提出

落札者は、吹田市暴力団の排除等に関する条例第 8 条第 2 項に規定する暴力団及び暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出すること。

### 1 7 落札決定の取消し

市は、落札者の決定日から契約の確定日までの間に落札者が次の（1）から（4）までのいずれかに該当したときは、当該入札の落札決定を取り消すことができる。なお、落札決定を取り消したことについて、市は一切の責めを負わない。

- (1) 吹田市指名停止措置要領に基づく指名停止の措置を受けたとき
- (2) 吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領に基づく入札参加除外措置を受けたとき又は同要領別表に掲げる措置要件に該当したとき
- (3) 入札心得書第 10 条第 12 号に該当する行為があったと認められるとき
- (4) 正当な理由がなく、入札心得書第 13 条に定める期間内に契約を締結しないとき

### 1 8 契約の保証

落札者は、次の（1）から（4）までに掲げるいずれかの方法により、契約金額の 100 分の 10 以上の契約の保証を付さなければならない。

- (1) 契約保証金の納付
- (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

(3) 当契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確  
実と認める金融機関の保証書の提供

(4) 当契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約当契約  
に係る保険証券の提出

## 1 9 契約の締結

契約の締結に当たっては、契約書の作成を要する。

## 2 0 契約予定日

令和7年7月1日

## 2 1 その他

(1) 入札参加者は、本公告のほか、「吹田市財務規則」、「入札心得書」及び「仕様書」の  
内容を承認の上、入札を行うこと。

(2) 入札及び契約において用いる言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(3) 本件において、特別な事情が発生した場合には、入札を延期又は中止することがある。

(4) 本公告は、入札説明書を兼ねるものとする。

## 2 2 問合せ先

吹田市出口町19番2号

吹田市児童部すこやか親子室（吹田市立保健センター3階）

電話 (06) 6339-1215

FAX (06) 6384-1175 (FAX送信後、電話にて到達確認のこと)

メール [sukoyakaoyako@city.suita.osaka.jp](mailto:sukoyakaoyako@city.suita.osaka.jp)